

議案第38号

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部改正について

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を次のように改正する。

令和5年6月9日提出

逗子市長 桐ヶ谷 覚

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例の一部を改正する条例

逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例（平成6年逗子市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第23条の2第2項を次のように改める。

2 指定収集袋の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 燃やすごみ用・不燃ごみ用指定収集袋

ア 容量が5リットル相当のもの

イ 容量が10リットル相当のもの

ウ 容量が20リットル相当のもの

エ 容量が40リットル相当のもの

(2) 生ごみ用指定収集袋

ア 容量が3リットル相当のもの

イ 容量が10リットル相当のもの

別表第1中「

一般廃棄物（し尿を除く。）の処理	(1) 市長が収集、運搬及び処分する	一般廃棄物処理計画に定める燃やすごみ及び不燃ごみ	第23条の2の規定により使用する指定収集袋の種類ごとに次に定める金額
------------------	--------------------	--------------------------	------------------------------------

			<p>ア 容量が5リットル相当の指定収集袋1枚につき10円</p> <p>イ 容量が10リットル相当の指定収集袋1枚につき20円</p> <p>ウ 容量が20リットル相当の指定収集袋1枚につき40円</p> <p>エ 容量が40リットル相当の指定収集袋1枚につき80円</p>
		粗大ごみ（一辺の長さが50cm以上で大型粗大ごみ以外のものをいう。）	1個につき600円
		大型粗大ごみ（規則で定めるものをいう。）	1個につき1,200円
	(2) 市長の指定する場所へ搬入するとき。		10キログラムにつき250円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律250円とする。

」を「

一般廃棄物（し尿を除く。）の処理	(1) 市長が収集、運搬及び処分するとき。	一般廃棄物処理計画に定める燃やすごみ及び不燃ごみ	<p>第23条の2第2項第1号に規定する指定収集袋の種類ごとに次に定める金額</p> <p>ア 容量が5リットル相当の指定収集袋1枚につき10円</p>
------------------	-----------------------	--------------------------	--

			イ 容量が10リットル相当の指定収集袋1枚につき20円 ウ 容量が20リットル相当の指定収集袋1枚につき40円 エ 容量が40リットル相当の指定収集袋1枚につき80円
		一般廃棄物処理計画に定める生ごみ	第23条の2第2項第2号に規定する指定収集袋の種類ごとに次に定める金額 ア 容量が3リットル相当の指定収集袋1枚につき3円 イ 容量が10リットル相当の指定収集袋1枚につき10円
		粗大ごみ（一辺の長さが50cm以上で大型粗大ごみ以外のものをいう。）	1個につき600円
		大型粗大ごみ（規則で定めるものをいう。）	1個につき1,200円
	(2) 市長の指定する場所へ搬入するとき。		10キログラムにつき250円。ただし、搬入重量が10キログラム以下のときは一律250円とする。

」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年3月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この条例による改正後の逗子市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理に関する条例別表第1に規定する処理手数料(指定収集袋で排出するものに限る。)の徴収その他必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(提案理由)

逗子市、鎌倉市及び葉山町の2市1町におけるごみ処理広域連携の一環として、葉山町に設置予定の施設で逗子市の生ごみ資源化の共同処理を実施することに伴い、生ごみの処理に係る指定収集袋及び手数料の規定を定めるに当たり、改正の要あるため提案する。